

公益社団法人日本3B体操協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本3B体操協会と称する

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、3B体操の普及を図ることで、国民の健康意識の向上と心身の健やかな生活を推進すると共に、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 3B体操指導者の養成と技能の向上を図る教育
- (2) 3B体操教室の成果と運営に関する調査・研究
- (3) 乳幼児から小中学生、その保護者のスポーツ実践と体力向上・健康増進の為の3B体操の指導と支援
- (4) 成人の疾病の予防と、健康な社会生活推進の為の3B体操の指導と支援
- (5) 高齢者・障がい者の安全な日常生活と健康寿命を伸ばす為の3B体操の指導と支援
- (6) 健康・スポーツ団体との交流と連携
- (7) その他、この法人の目的達成の為に必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(構成員)

第5条 この法人の会員は、次の二種とする。

- (1) 登録会員 この法人に入会するため、入会申込書を指導者会員を通じて提出し、この法人に登録された者

- (2) 指導者会員　　登録会員の中で教室担当指導者による推薦の元、当協会の活動目的に賛同し指導者検定試験に合格し、指導者会員として登録された者
- 2 この法人の社員は、別に定める方法によって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)の社員とする。
- 3 代議員の選出は、各支部組織において指導者会員による選挙によって行う。代議員選挙を行うための細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、指導者会員の中から選ばれることを要す。指導者会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 選出される代議員の数は、25名以上の指導者会員が所属する支部組織は代議員1名を、150名以上の指導者会員が所属する支部組織は代議員2名を選出することができる。なお、所属する指導者会員が25名に満たない支部組織は、隣接する都道府県の支部組織と一体となって、上記の条件に従って代議員を選出することができる。
- 6 第3項の代議員選挙において、すべての指導者会員は等しく代議員選挙に参加する権利を有する。理事または理事会は代議員を選出することはできない。
- 7 第3項の代議員選挙は、2年に1度、12月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員及び補欠の代議員は第7条の規定により会員資格を喪失したときは、代議員又は補欠代議員の資格を失う。
- 11 指導者会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利
（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利
（合併契約等の閲覧等）
- (9) 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによつて生じた損害賠償する責任を負い、法人法112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての指導者会員の同意がなければ、免除することができない。

（経費の負担）

第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は社員総会において別に定める入会金、会費をこの法人に対して支払う義務を負う。

2 会員はこの法人の指導者会員となるための養成コース受講、検定受験、休会後の復活のため、別に定める納入金を支払う。

（会員の資格喪失）

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。

（任意退会）

第8条 指導者会員が退会するときは、所定の退会届を代表理事に提出し、登録会員が退会するときは、所定の退会届を所属する支部の指導者会員に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、議決の前に弁明する機会を与えるなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。

- (3) 第6条の義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (4) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議された時は、その会員に対し通知する。

(会員資格喪失による権利及び義務)

- 第10条 会員が第7条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人の会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

- 第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

- 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任または解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、総会の日の1週間前までに社員に対しその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条　社員は、各1個の議決権を有する。

- 2　社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権の行使ができ、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3　前項の場合における第17条の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議)

第17条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第20条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条　社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- 2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(会員への通知)

第19条　社員総会の議事の要領及び決議した事項は、会員に通知する。

第5章　役 員

(役員)

第20条　この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内

- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 (1) 理事は社員総会の決議において選任する。
- (2) 監事は社員総会の決議において選任する。
- (3) 代表理事および業務執行理事は理事会において選任する。
- (4) 理事と監事は相互に兼ねることができない。
- (5) 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- (6) 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の職務及び権限)

- 第22条 (1) 理事は、理事会を構成し、この定款に定める職務を執行する。
- (2) 代表理事は、この法人の業務を執行し、この法人を代表する。
- (3) 業務執行理事は、代表理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を執行する。
- (4) 代表理事及び業務執行理事は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (5) 監事は、以下の職務を行い、理事会に出席して意見を述べる。
- ① 理事の職務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- ② 理事の職務の執行について、法令、定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、理事会に報告すること。
- ③ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期と定年)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 役員の定年は原則として満70歳とする。(但し、本法人指導者会員外より選任された者と、理事の職務執行状況を監査する監事についてはこの限りではない。)

(役員の解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第25条 役員の報酬は、社員総会の決議によって定める。

(責任の免除又は限定)

第26条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問

(顧問)

- 第32条 この法人には顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議によって選任し、解任する。
 - 3 顧問は、理事会が必要と認める事項について、その諮問に関し、意見を述べる。
 - 4 顧問に関する事項は、理事会において別に定める顧問規程による。

第8章 支部組織及び地区組織

(支部組織)

- 第33条 この法人は、社員総会の議決を経て、都道府県単位として支部を置くことができる。

(会員の所属支部と支部の目的)

- 第34条 会員は、その住所地所在の支部に所属する。
- 2 支部は、この法人(以下「協会」という)の目的の達成に資するため、協会の指導、連絡及び監督を受け、支部に所属する会員(以下「支部会員」という)に対する指導、連絡及び監督を行う。

(支部役員)

- 第35条 支部に、支部所属の指導者会員より支部長その他役員(以下「支部役員」という)を選出して置く。

(支部の報告義務)

- 第36条 支部は、次の各号に該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる事項を本部に報告しなければならない。
- (1) 支部総会を招集する時は、その日時場所及び議案
 - (2) 支部総会が終了した時は、その決議の内容
 - (3) 事務所を移転した時は、移転後の事務所の所在地
 - (4) 支部役員の変更又は支部役員の氏名に変更があった時は、変更後の支部役員の氏名
 - (5) その他支部の業務又は支部会員の業務に関して本部が必要と認める事項

(地区組織)

- 第37条 この法人は、社員総会の議決を経て、支部を別途定める地方単位で集約連結した組織(以下「地区」という)を置くことができる。

(地区の目的)

第38条 地区はこの法人の目的達成のため隣接する複数の支部が連結し、人的、経済的に支援し、活動の拡大と向上を目的とする。

(地区役員)

第39条 地区組織に、支部役員及び支部役員経験者より地区代表者その他地区役員を選出して置く。

(地区の報告義務)

第40条 地区は、次の各号に該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる事項を本部に報告しなければならない。

- (1) 地区会議を招集する時は、その日時場所及び議案
- (2) 地区会議を終了した時は、その決議の内容
- (3) 事務所を移転した時は、移転後の事務所の所在地
- (4) 地区役員の変更又は地区役員の氏名に変更があった時は、変更後の地区役員の氏名
- (5) その他地区の業務に関して本部が必要と認める事項

(運営)

第41条 その他支部組織、地区組織の運営に関する事項は、理事会において別に定める支部運営規程、地区運営規程による。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号・第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)及びその附属明細書
- (4) 財産目録

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第49条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、所要の職員を置く。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(備置き帳簿及び書類)

第50条 事務局には、法令に定めるところにより次の帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び決算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他、法令で定める帳簿及び書類

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第51条 この法人の公告は、電子公告によって行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告が出来ない場合は、官報に掲載する。

第13章 雜 則

(委任)

- 第52条 この定款に定めるものほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会（社員総会に関するものについては社員総会）の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は大澤征子、業務執行理事は田中み代とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 5 この定款の一部変更は、平成25年3月22日開催の定時社員総会の日から施行する。

- 6 この定款の一部変更は、平成28年11月16日開催の臨時社員総会の日から施行する。
- 7 この定款の一部変更は、平成29年3月16日開催の定時社員総会の日から施行する。
- 8 この定款の一部変更は、平成30年3月16日開催の定時社員総会の日から施行する。